

令和2年9月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和2年9月29日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和2年9月29日(火) 午前9時～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席委員 教育長職務代理者 米田 恵一
委 員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信
教 育 長 小林 俊治

出席職員 教育部長 阪口 浩章 教育総務課長 正林 寿和
学校教育課長 森口 伸吾 生涯学習課長 萱野 健治
中央公民館長 深本 恵里 教育相談センター長 林 民和
こども課長 岡 一行 教育総務課長補佐 浦 貴則
教育総務課企画総務係長 久保田 芳弘

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 生徒指導上の諸問題対策専門委員会委員の任命について

5 付 議 事 項

6 そ の 他

協議事項

連絡事項

- ・幼保連携型認定こども園 山田さつきこども園整備事業について
- ・児童発達支援事業所 たんぽぽ園整備事業について

開会 午前9時00分

教育長 ただいまから令和2年9月 第6回教育委員会定例会を開催します。
今お話をさせていただいたように、勤務の軽減合理化ということもありますので、私自身も明瞭に、端的にお話をしたいと思いますので、委員の皆さんご協力のほどよろしくお願いします。
それでは、前回会議録の承認について、8月委員会ですので、田中委員よろしくお願いします。

田中委員 はい。内容は的確に記載されておりました。
ただ、私の発言の中で、きっとそのように発言したと思うのですが、わかりにくいところがあったので、大筋の内容は変更せず、文章を少し訂正していただくようにお伝えしています。ご了承ください。

教育長 はい。ということでご了承いただけたらと思います。

教育長 続いて、9月定例会議の署名委員ですが、米田委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。

米田委員 はい。

教育長 よろしくをお願いします。

教育長 それでは早速ですが、報告事項に入らせていただきます。
報告第1号 教育状況についての報告をさせていただきます。

教育長 それでは、最近の教育状況について報告をします。
ここ10日ほどは、随分涼しくなったように思いますが、9月中旬までは酷暑が続きました。そのような中で、各学校ともコロナウイルス感染対策と熱中症対策に努めながらの学校運営となりました。この間、まさに子どもたちや教職員の頑張りがあり、保護者の方々、地域の方々はじめ多くの方のご協力もいただき、心から感謝しております。9月に入って、中学校1校・小学校3校の修学旅行、全中学校の体育祭、小学校2校の運動会も感染症対策を十分にとりながら、無事に、そして有意義に行われました。
時間短縮の運動会でありましたが、それぞれ子どもたちが、自分の自己実現を果たしたという感想評価を得ています。
学習についても、まもなく平常のカリキュラムに追いつくことができると思います。ただ、まだまだコロナウイルス感染が収束しておりません。今後とも感染症対策に留意しながら、熱中症対策に変わってインフルエンザ対策に向けての指導が必要となってきています。

次に、9月議会は、9月18日（金）に閉会しました。教育委員会関連の一般質問について、簡単に報告させていただきます。

辻本議員からは、「コロナ感染症に関わって、教育委員会関係 児童・生徒に関わる問題全般について」、樽井議員から「小中学校体育館の空調施設について」、中本議員から「橋本市名誉市民を始めとする郷土の偉人の顕彰活動及び学校におけるふるさと教育について」、田中議員から「高野口中学校の移転または新築について」、堀内議員から「教育長の課題と成果について」の5つの質問がありました。

辻本議員からは、小中学校の教職員、公民館・児童館の職員、学童の指導員に対して良くやっていると評価をいただきました。ありがたく聞かせていただきました。

答弁の内容につきましては、次回定例会で報告させていただきます。

10月中に、小学校10校が運動会を開催します。修学旅行は小学校4校、中学校2校が実施を予定しています。近日は10月1日から2日、境原小学校と橋本小学校で修学旅行。10月3日は、小学校5校で運動会が行われます。よい天気のもと行われることを心から願っています。

また、芸能人の自殺が相次いでいます。連鎖反応というのは起こりやすいと思っています。子どもたちの生活に変わりがないかどうか、心の様子をとらえてくれるよう、教育相談センターから依頼していただいています。

本日は、報告事項1件です。よろしく願い申し上げまして、教育状況の報告とさせていただきます。以上です。

教育長 報告についてご質問、ご意見ありましたらよろしくお願ひします。

教育長 特にございませんか。よろしいですか。

教育長 それでは、報告第2号に入らせていただきます。
生徒指導上の諸問題対策専門委員会委員の任命についての報告をお願いします。

学校教育課長 報告第2号 生徒指導上の諸問題対策専門委員会委員の任命について。
橋本市では、学校におけるいじめ等、生徒指導上の諸問題について適正な指導及び助言を行うため、橋本市生徒指導上の諸問題対策専門委員会を設置しております。今回、5名の新規の委員を含めて、11名委嘱及び任命しております。任期につきましては、今年令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間となっております。以上、報告が遅くなりましたが、任命させていただきましたので報告いたします。以上です。

教育長 報告が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

教育長 かつては不登校問題対策委員会という名称で、不登校の子どもたちを中心にして協議をやって参りました。ただ、不登校の子どもだけではなく、その周辺でいるいろんな課題を持っている子どもに対して、それぞれの専門機関が情報を提供しなが

ら、交流しながら進めていく方針を固めている委員会というふうにご理解いただきたらと思います。

教育長 ご意見ご質問ございませんか。

吉田委員 この構成員の割合といいますか、専門的な知識経験を有する者、関係相談機関の職員とかいくつか挙がっているわけですがけれども。関係行政機関の職員という割合と、あと、関係教員、教育職員の割合っていうのに比べたら、専門的な知識経験を有する者というのはこれ2名になっているのと、関係相談機関の職員というのが、2名ですね。このあたりのバランスというのは、特にその決まりがないのだろうとは思っているのですが、どういうバランスというのが考えられているのかを、ちょっと聞かせていただければ有難いと思います。

学校教育課長 ありがとうございます。

専門的な知識や経験を有する者ということで、カウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさん、この2名になっているのですが、関係相談機関の職員も、いわゆる、いろんな資格お持ちの方で専門的な知識を有する者ということで捉えておりますので、専門的な知識を有する者が少ないようにこの表では見えるのですが、専門家としては、多数、委嘱任命させていただいていると認識しております。以上です。

教育長 よろしいですか。

吉田委員 確認なのですが。

専門的な知識、関係相談機関、関係教育機関、関係行政機関という分け方なのだけれども、例えば関係行政機関の中にも専門的な知識経験を有する者ということであれば、例えば“行”と“知”をそこに書くという表現の方が、見た場合にはわかりやすいと思いますが。

学校教育課長 ありがとうございます。また参考にさせていただいて、わかりやすいように改善していきたいと考えております。

教育長 よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

田中委員 不登校のお子さんが結構増えてきているように私は感じています。やはりご家庭のほうにも支援をしてあげた方がいいご家庭もあると思うので、子育て包括支援センターが入ってはくださっていますが、他にもっと関わる機関の方も入られる、連携されるような形を取った方がいいのかなと思うのですが。今はそういった連携はきちんとできていますでしょうか。

教育長 ちょっと、言われている表現が理解しにくいところがありますので。

田中委員 不登校のお子さんが増えているように思います。ご家庭への支援もしてあげたほうがいいと思います。この中で見ると子育て世代包括支援センターが強く関わってくると思うのですが、その他の機関も関わってくると思います。市役所以外の機関との連携もきちんと取れていますかということなのですが、わかりにくいですか。

学校教育課長 この委員会とは別でと考えさせてもらったらよろしいですか。

田中委員 はい。

学校教育課長 もちろん、家庭教育支援チームもございますし、この子育て支援包括支援センターが起点となって、いろんな他機関と繋いでいってもらっていますので、そのあたりはきちんと繋がっています。

教育長 要保護児童対策地域協議会というのがございます。その中のメンバーがこの中にかなり入っていますので、それがそこへまた繋がっていくというふうに理解していただきたらと思います。このお1人だけではなくて、この中に、そこへ入るメンバー、青少年センターや教育相談センターも入っていきますので、それが繋がっていくというふうにご理解いただきたいと思いますので、お願いします。

教育長 他にございませんか。

米田委員 例えば小学校とか中学校へ上がるときに、普通学校とか支援学校とか行くのに、専門家の方々がいろいろ話された上でサジェスチョンされると思うのですが、そもそもこの委員会というのは2年任期になっていますけども、どういうときにこの委員会というのが開催されて、どういう内容のことを話されて、その結果をどこに反映していくのですか。ちょっと具体的なこの委員会というものの中身を教えてくださいたいと思います。

学校教育課長 教育長の説明にもありましたが、もともと不登校問題対策専門委員会といいまして、不登校に特化して、いろいろと協議等をする会だったのですが。生徒指導の問題ということで、不登校以外のいじめ等々も含めて、今の各学校にある課題についていろいろと出し合って、そして専門的ないろんな立場から、いろいろご意見をいただくというのがまず一つです。そして、いつするというのは特に決まっていないのですが、定期的に、年度始まってからと年度の終わりに会議を開くことになっております。それと、委員さんを各学校に派遣して、こんな場合にどんな対応したらいいかというような助言とか指導をいただくことも可能になっております。いじめ問題等々でいろいろと複雑なことがあってなかなか課題解決が難しい場合に、例えば2番の障害者地域生活相談センター長さんに来ていただきまして、その背後にあるその家庭の要因であるとか、そういうところもいろいろアドバイスをいただきま

して、保護者にこんなふうに関わったらいよいよというように、そんなことも、学校に来ていただいて助言いただくという、そういうようなことも行っております。簡単に言いますとそんなふうな委員会になっております。以上です。

教育長 よろしいですか。

教育長 先ほど家庭問題でお話ししました要保護児童対策地域協議会で協議すると。それから、特別な支援を要する子どもについては、教育支援委員会という特別支援学級のどこに入るのが望ましいとか、将来の進路についての部会も、部会といいますか前もお話させていただきました、事務局の久保が事務局をしているところなのですが、両方とも入っておりますので、それをそれぞれの専門分野へまた持って帰って協議して、特別な支援を要する子どもについての進路については、その部会で、また一人ひとり個別に協議していくという状況です。そういうことでご理解いただけますか。

米田委員 それでは、委員会全体で何かをするというのではなくて、何かあったとき、一種のアドバイザー的な人達の集まりということなのですか。委員会でもって何かを決議してなんかしないといけないとか、そういうのではなくて、アドバイザー的な方の集まりという、そういう感じでよろしいのでしょうか。

学校教育課長 今、米田委員が言われたように、それに指導助言をいただくというように、そのような傾向が強いように思いますが、もちろん、例えば大きなじめの事案が起こった場合に、いろんな調査とか、意見を聴取するといった、そういうことも、この委員会の中ですることも可能です。

教育長 よろしいですか。

米田委員 はい。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、本日の報告事項はこれで終わりとなります。

教育長 続いて付議事項。本日は特にございませんので、連絡事項に入らせていただきます。

最初、幼保連携型認定こども園 山田さつきこども園整備事業についての連絡事項をお願いしたいと思います。

こども課長 おはようございます。

健康福祉部 こども課の岡と申します。本日はお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

幼稚園整備事業で、こども園整備等の進捗状況について報告を行わせてください。

まず、幼保連携型認定こども園 山田さつきこども園整備事業の進捗状況につきまして、中間報告をさせていただきます。山田さつきこども園は、現在の岸上保育園と山田保育園、そして昨年度閉園いたしました柏原保育園3園を統廃合いたしまして、幼保連携方式という方式を用いまして、幼保連携型認定こども園を民設民営で施工するという仕方になっております。施設定員は123名。内訳は、保育園部分が108名、幼稚園部分が15名となっております。場所につきましては、昨年閉園いたしました柏原保育園跡地となっております。工事の実施主体は、社会福祉法人寿翔永会。建物の新築の請負業者は、株式会社城野組です。主なスケジュールとしましては、8月新築工事のほうに着工しております。棟上げにつきましては、来月の予定なのですが、解体工事も無事終了しまして、秋から本格的に建物の工事に入ります。併せまして、来月10月から、新しい山田さつきこども園にて、園児の受け付けを2号認定と3号認定のほうで行う形になります。まだ委員さんのほうには届いていないかと思うのですが、こちら広報はしもと10月号でお知らせしています。工事につきましては、来年の2月末を完成目途としておりますけれども、こちらは天候等によりまして、非常にタイトな形になるかというふうに考えております。順調にいきましたら、開園準備を3月に行いまして、新園を4月に開園したいというふうに考えております。中間報告につきましては以上です。

教育長

中間報告としていただきました。
ご質問、ご意見はございませんか。

米田委員

別に、この計画云々というわけではないのですが、私思うのです。この山田さつきこども園ができあがった後の、交通の安全のことなのですが。広い交差点を一つ入ったところの、この左にある十字の交差点ですが、ここを通るときに、いつも私思うのです。ここ、見通しが悪くて怖いですね。柏原保育園の跡地の左側のところですが、広い道との間です。山田地区公民館を左に入った所の十字の小さい交差点があるではないですか。ここ、すごく見通しが悪いんですね。ここ、これからいろいろ子どもたちの送り迎えも出てくると思いますが、この安全性を保障する何かの対策をしていただければなと思います。あそこにはカーブミラーはありましたっけ。

こども課長

現在カーブミラーは設置されておられませんので、対策としまして、山田地区公民館から、人並びに車両が入った方向の人が見えるように、徐行という路面標示を道路に行う予定でおります。

米田委員

もしくは、道に色を塗ってもらおうとかね。グリーンベルトみたいに。ちょっと対策を講じていただけたらと思います。

こども課長

この件につきましては、前から課題として承っておりますので、保護者への入園

説明会と、すでに地元の区長様にも、一方通行で朝の送迎の時間帯ご協力をお願いして、できるだけ速度につきましても保護者さんに法定速度を守っていただくように、法人の方をお願いをする予定です。

米田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

田中委員 こちらの方が開園されましたら、保護者の方にはもちろん、そういう徐行を徹底してくださいということをお願いしていただくと思うのですが、小学校も近くにあるので、学校のほうからも、車の量が多くなるので気つけてくださいということ、きちんと子どもたちと保護者の方にお知らせしていただけたらいいなと思います。

教育長 はい。これは教育委員会で、学校のほうへ連絡するというところでお願いします。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、続いて児童発達支援事業所 たんぼぼ園整備事業についての報告をお願いします。

こども課長 続きます、裏面の児童発達支援事業所 たんぼぼ園整備事業につきまして、中間報告をさせていただきます。たんぼぼ園につきましては、現在、沓掛（柱本）なっておりますが、元の柱本幼稚園舎を改造して運営していますが、施設の老朽化により、道路を挟んだ隣の現在の沓掛ちびっこ広場を利活用しまして、新築整備を進めております。こちらにつきましては、棟上げがすでに行われております。山田さつきこども園と違いまして、建物は木造の平屋建て、定員は現在の20名を25名と拡大しまして、発達の支援の必要なお子さんを受け入れたいというふうに考えております。請負業者につきましては、ご覧の通りです。新入園児の申し込みにつきましては、12月の広報で行いますが、条件としまして、達相談を受けているお子さんが前提となります。順調にいけますと、2月末に新築工事が完了しまして、3月に隣の園舎から引っ越し作業を行いたいと考えております。同じく4月に開園を予定しまして、計画を進めたいと考えております。中間報告は以上です。

教育長 中間報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

教育長 ないようですので、連絡事項、この2点については終わらせていただきます。

教育長 他に連絡事項はございませんか。

お手元に、施設使用料及び減免等の見直しについてという資料を配らせていただいております。これにつきまして、説明させていただきます。先に6月の定例会のときに、教育委員会としての施設使用料減免の見直しについての方針等、今後説明会に入っていきますという報告をさせていただいたと思うのですが、それを受けまして、説明会を開催して、そのあと9月15日に9月市議会の文教厚生委員会が開かれました。その際に報告した資料というのが、お手元に配らせていただいた資料です。本日は、その説明をさせていただいた内容の概要等を報告させていただきます。

まず資料をめくっていただきまして、1ページ目から3ページ目が、財政課から説明した内容になりまして、市全体として説明した内容ということになります。

一つが、市外料金導入施設の見直しについて。それと、二つ目が、減免制度の見直しについて。これは、5番のところにありますように、6月の定例会で報告させていただいていただいたのですが、教育委員会として、中学生以下の子どもたちも減免しようという方針を追加したという内容になります。

2ページ目に行きまして、公共施設維持管理基金（仮称）の創設についてということで、減免制度の見直しによって激変緩和措置というのを取る予定にしているのですが、それにいただいた使用料、あるいはその他にも含めて検討しているのですが、基金というのを創設しまして、いただいたお金は施設の維持管理、改修、修繕等に使っていくという目的でそちらの方へ積み立てをしようというふうに考えているということを説明させていただきました。

それと四つ目がスケジュールの変更についてということで、3月議会のほうで説明した際には、二つ目の市外料金の導入ところが平成令和3年4月となっていたのですが、これについては変更がないということでもさせていただきましたが、それ以外のところ、条例改正の提案が、当初、令和2年9月を予定していたのですが、うちの説明会がコロナの関係で延びたということもありまして、条例改正の提案は令和2年の12月議会を予定しているということに変わっております。それと、料金の改定のところでいきますと、いきいきルームの使用料改正につきましては、令和3年4月の予定であったのを、令和3年10月、同じく減免制度の見直しの適用につきましても、変更前が令和3年4月の予定だったのですが、令和3年の10月に、半年間遅らせるというふうなスケジュールの変更について、財政課のほうから説明がありました。

3ページ、別紙のほうは今後のスケジュール案ということになっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

4ページ以降が、教育委員会のほうから、議会のほうへ説明させていただいた内容になります。まずは4ページが、説明会の開催結果になります。説明会の開催日程を書いているのですが、8月6日（木）を皮切りに8月29日（土）まで、全部で9回行いました。公民館のサークルの方、社会教育関係団体の皆さん、文教施設や社会体育施設の利用者の皆さん等を対象に行いました。参加者数につきましては、合計だけ言わせていただきますと、案内数が577に対して、参加者数が366ということで、参加率は63.4%でした。ただし、欠席された方にも、書面によって意見をいただくことにしておりまして、これが31件ございました。これらの説明

会の他にも、公民館運営審議会、文化協会、社会教育委員、体育協会、スポーツ少年団の役員の方には個別に先に説明を行わせていただきました。それと、説明内容は下に書いてあるとおりののですが、一つ目が施設使用料減免制度見直しの基本的な考え方、二つ目がこれまでの主な経過、三つ目がアンケート結果等、四つ目が現在の見直し案ということになっております。この説明内容なのですが、説明に使った資料を7ページ以降に付けております。これにかいつまんで説明させていただきますと、前に説明したとおりの案と変わっておりません。基本的な考え方を書いてあるというのと、これまでの主な経過。アンケート結果というのが、昨年度実施したアンケートや説明会でいただいた意見等をまとめたもの。それが、8ページ9ページと続きます。10ページからが、現在の見直し案ということで、説明会の際に利用者の皆さんに説明させていただいた内容です。ちょっと簡単に説明させていただきますと、大きく三つ今回の見直しはありまして、一つ目が施設使用料について、二つ目が市外料金の導入、三つ目が減免制度の見直しについてということになります。使用料については、いきいきルーム、保健福祉センターの1階のトレーニングルームなのですが、現行100円を200円に改定するというだけになります。これ以外については、使用料の改定は行わず、まず維持管理経費の削減や稼働率の向上に取り組むということになっております。市外料金の導入につきましては、四角で囲ってある各施設については、これまで市外料金の設定がなかったのですが、市外料金を設定して、1.5倍の額を徴収するという案になっております。減免制度の見直しの見直し案については、6月の定例会で説明させていただいたとおりでありまして、現在は社会教育関係団体、公民館登録サークル、スポーツ少年団等につきましては、認定されておれば減免ということになっていたのですが、今後はこの区分の1から5の条件にあたるものだけを減免にするという内容になっております。11ページがその具体例。12ページは、施設使用料が実際どう変わるのかということで、激変緩和措置の内容について書かせていただいています。これも説明させていただいてなかったのですかね。激変緩和措置のほうは、条例に規定された本来の使用料を3区分しまして、それに応じた額をいただくというものです。条例に規定された使用料が、1000円未満の場合は300円。1000円以上8000円未満のものは500円。8000円以上のものは1000円をいただくという案になっています。具体的な負担額というのが、その下の二重丸のところに書いてありまして、ただしここに書いてあるのが、500円以外の施設ということになりますので、ここにはない施設というのはすべて500円の使用料をいただく、つまり激変緩和措置による負担をいただくということになります。従いまして、主に地区公民館等の部屋につきましては、すべて500円になるということになります。激変緩和措置の対象とならない施設というのも説明させていただきまして、類似施設全体の減免額が使用料収入の2倍以上の施設を対象としているということで、現在、減免を多く行っている施設というのを激変緩和措置の対象としておりますが、現状として、減免をあまり適用していない施設については、激変緩和措置の対象とはなりません。具体的には、以下の施設になります。この資料をもって説明会を開催させていただいて、そのいただいた結果やご意見というのを、5ページから6ページにまとめさせていただいております。いただいた主なご意見を、5ページ・6ページで説明させていただき

ますと、ちょっと区分をさせていただいているのですが、【減免制度見直し全般に関すること】につきましては、例えば1番にありますように、“65歳以上の高齢者からお金を取るのですか。お金を取るということは、もっと利用率も減ると思います。そもそも何のための公民館かということです。収入を得るための他の方法を考えてみてはどうですか。”あるいは、5番のように、“公民館活動等に関して現状維持が好ましいと思います。カラオケサークルに関してのみでも、地域と地域の交流はもちろん高齢者の健康維持に大きく貢献していると思います。自画自賛になりませんが、市の保険料にも大きく貢献していると思います。”といった否定的なご意見というのもありました。一方で、6番のように、“基本的に教育委員会が出した最終決定に従う、という姿勢です。その上での意見として、「施設の維持管理にかかる費用の一部を使用料として利用者に負担をお願いする」ということですので、改正後は維持管理のクオリティが向上することを期待します。”あるいは、12番のように“使用料負担は致し方ない。些細な出費でも医療費他と重なっていくとしんどいと思われるので、サークル活動を辞める方がないよう十分検討してください。”ということで、賛成ではないのですが受け入れますが、その後の維持管理のクオリティを上げてくださいということ。あるいは、サークル活動の衰退を招かないような措置をとってくださいといったご意見をいただきました。次にその下、

【減免条件の適用に関すること】という区分に関してなのですが、実はこの質問がかなり多かったかなと思います。17番・18番のように、“自分たちの団体が一体どこに当てはまるのか心配しています。”、“地域伝統文化の継承活動とありますが具体的にはどういったことですか。”ということで、説明会のほうでは、先ほど説明した資料の中で、自分たちの団体と活動というのが減免なるのかどうかというのを気にされての質問が実際は多かったという印象があります。6ページへいきまして、【減免制度の見直し時期】についても質問がありましたご意見がありました。27番のほうでは、“減免制度を変更する場合、会費を取っていない団体もあり令和4年度からの実施としてほしい。”といったご意見もありました。【説明会（資料）に関すること】についてもご意見がありまして、“料金の見直し、維持管理費の何%を住民が負担するのか。数値を示してほしい。”というふうなご意見もいただきました。今後これについてはちょっと検討をしていきたいというふうに考えております。それと【激変緩和措置について】というところでは、35番にありますように、“視聴覚室週1回500円はいけるが、令和8年から8倍近い金額になる。年間18万円弱。このままではここでは活動できない。令和8年からの金額の見直しはあるのか。”ということで、説明の中で、激変緩和措置は次回令和8年の見直しを予定しているのですが、それまでの措置というふうに説明をさせていただきましたので、その激変緩和措置が終われば通常の条例に規定してある使用料を徴収されるという前提で、こういったご質問もありました。これにつきましては、令和8年の際には必ず戻すということではなくて、今後の減免制度見直し後の情勢を踏まえて、再度検討するというふうな返答をさせていただいております。【基金について】は、先ほど説明させていただいた通りなのですが、“基金として積み立てると言われましたが、今後公民館のために使うのは確定的か。”といったご意見をいただきました。これについては、先ほど説明させていただいた通り、今回いただいた

使用料、基金というのは、公民館等の文教施設に使わせていただきます。【その他】としては、40 番なのですが、“人口減が明らかであるが、その減少を食いとめるためにどのような施策をしているのか。”といった、市全体の施策についてご質問等もありました。というのが、この使用料見直す以前に市としてもっとやることがあるのではないかといったご意見もいただいたところです。

議会では、こういった説明会の開催内容や、いただいたご意見の概要というのを報告させていただきました。

今後につきましては、3 ページにスケジュールの変更表が載っているのですが、12 月議会のほうへ条例改正の提案というのを市全体として予定しておりますので、それに向けて今現在作業を進めているところです。

関連する例規につきましては、教育委員会の規定等もございますので、その都度、定例会の方で付議をさせていただくことになるかと考えております。説明は以上です。

教育長

説明が終わりました。

先にご質問ございましたらお願いします。

教育長

特にございませんか。

それでは、ご質問もご意見も含めてありましたらお願いします。

米田委員

市外の方は5割増しということですが、その価格決定というのは経営の中でも非常に大事な部分だと思います。この5割という数字はどこから来ているのかわかりませんが、それでもって、他の市町村との競争に負けてお客さんがそちらに流れてしまったら元も子もないし。特に今の環境下、家庭の収入というのは一時ほどの勢いもございませんから。どうしても、特に大阪の方というのはすごく金銭面に厳しいですね。それでもって5割増しというのは、橋本市の人達で満杯なので、本当は来ないでほしいということなんでしょうか。それとも、やはり来てもらって、ちょっとでも潤いたいのかよくわかりませんが、価格設定によってお客さんの流れがどうなるのか、この5割というのはどこから来ているのかということですね。まず一つそこからお願いしたいと思います。

生涯学習課長

5割増しというのは、教育委員会ではなしに、財政課から案が出てきたところなのですが、その根拠というのは、この周辺他市の例を踏まえてということになるかと思います。あと、市外料金の適用なのですが、市外とはいえ三市協といひまして、五條市と河内長野市で3市の協定っていうのを結んでいて、それぞれの市民は、それぞれの市の料金を市民料金で利用できるというふうなことをしております。おそらくこれにつきましても、五條市の方と河内長野市の方は市民料金で利用できるということに正式に決定するかと思います。それも踏まえて、一度これでやってみて、次回の見直しは令和8年を予定しているのですが、それによって利用者が極端に減ったということであれば、また次回を検討することになるのかなと思うのですが。現状では、例えばテニスコート等で言いますと、大阪の方が多数来られ

ているということもありますので、市民の方優先という目線でも市外料金の導入ということに至ったというふうになります。

米田委員 五條市と河内長野市の人たちは、橋本市民と同じ値段で利用できるということですか。

生涯学習課長 はい。反対に、橋本市民の方も五條市と河内長野市の施設を市民料金で利用できるということで、相互に利用促進しようという意味合いでそういった協定を結んでいます。一部対象外の施設もあります。

米田委員 この市外というのは、五條市と河内長野市以外でも今現状結構来ているのですか。

生涯学習課長 ちょっと今数字は持っていないのですが、来ているのは来ていると思いますが、ちょっとごめんない、割合は今のところ数字では持っていないです。ただ、かつらぎ町とか九度山町の方の利用も結構あるのかなというふうに思いますし、市民プールにつきましては、特に遠くからも来られているのではないかなというふうには思っております。

教育長 はい。よろしいですか。

米田委員 はい。

教育長 他にございませんか。

吉田委員 激変緩和措置についてなのですが、一応移行措置として令和8年までを予定していると。つまり5年間。5年後以降はまたどうするか考えるということですが、そのあたり実際の状況としてはどうなのですか。アンケートのご質問にもあったようですけれども。これは条例上の料金になると、かなり急激に上がるように思うので。今のところは、令和8年以降どういうふうと考えられる予定ですか。

教育長 ちょっと難しい質問だと思いますが。生涯学習課長。

生涯学習課長 どういう検討するかというのもまだ決まってないということで、教育委員会だけではなくに市全体の方針がありますので、財政課を中心に、その都度検討していくことになるのかなというふうに思っております。ですので、激変緩和措置をこのまま延長するのか、また、使用料自体の減免条件の見直しを行うかということについては、今後のこの改正によってどんな影響があったとか、そういったことを踏まえて、その時に検討することになるということで、現在のところはちょっとまだ何も決まってないというのが実情です。

吉田委員 使用者にしてみれば、条例上の料金に一挙になるっていうのは、やはりかなりの負担になると思うので、5年の間に次の移行措置を考えていただくというのが大事かなというふうに思います。

もう1点なのですが、この激変緩和措置のその対象となる、その仕分けですね。前に多分この説明があったのかなと思うのですが、この線引きはどうなっているのですか。

生涯学習課長 これも、制度自体は財政課で考えたものなのですが、書いてありますとおり、類似施設全体の減免額、同じような施設の全体の減免額が、使用料収入の2倍以上の施設を対象としているということで、実際にいただいた使用料の2倍以上の額を減免している施設というのが、激変緩和措置の対象になるということです。そこで線引きをしております、それにならない施設、つまり産業文化会館以下に記載している施設については、現状減免を行っていないということになりますので、激変緩和措置は行わないということになっております。

教育長 吉田委員、よろしいですか。

吉田委員 はい。

教育長 他にございませんか。

田中委員 アンケートのご意見の中に、1時間ずつ等の料金の方が使用しやすいということを書いてくださっている方がいました。公民館、やはり活動して欲しいので、そういったことも今後提案していただけたらなどこれを読んで感じました。

続けてあと2点言ってもいいですか。

教育長 あと2点ですか。はい。

田中委員 今現在、使用したら掃除等はそのサークルがして帰るようになっています。使用料を払うようになれば、それはどこがするのですかという意見も出てくると思うので、そのあたりも決めておいたほうがいいのかと思います。

もう1点、以前意見を出させてもらったのですが、誰でも気軽に使える場所なども必要ではないか、椅子や机をちょっと置いておくだけでもいいのではないかという意見を出させていただいたのですが。それ以降、そういったお話は出ていますかという、この3点をお聞きしたいです。

教育長 それでは、まず、時間制でということについての答弁を求めます。

生涯学習課長 こういったご意見いただきまして、いいお話だなと思うのですが、施設によるのかなというのもありまして。事前にインターネット等で予約状況が確認できるのであればパッと空いているというのがわかるかなと思うのですが、そのあたりのこと

等もいろんな問題があります。ここにはないのですが、予約システムの導入というのも、今向こうで検討はしていただいているので、それと併せて、時間単位というのも考えていきたいと思います。ただし、今、条例のほうに時間単位の金額というのがありませんので、すぐにできるかどうかというのはちょっと微妙なところかというふうに考えています。半日ごとの料金設定しか条例上ないということになっています。それを踏まえてちょっと検討したいというふうに考えています。

それと、使用後の掃除ということなのですが、これは特に決まりというものは多分ないと思うのです。皆さんが、実際自分ところのサークルが使った後に掃除をしてくれたり、今でしたら、消毒のお願いをしていたりというのもあると思うので、それについては、特に使用料をもらうようになるのでこちらでしますというような決まりが今現在あるわけではないのですが、それについても、きっちり決めておきたいなというふうには思います。

田中委員 時間制限がかかってくると、その時間も活動したいという方が増えてくると思うので、ルールというのがあったほうがいいのかなどは思います。

生涯学習課長 ルールのほうは、また考えさせていただきます。

それと、誰でも気軽に寄れるような場所があったらいいということで、公民館等を想定されていたのかなと思うのですが、これについては特化した意見というのはなかったのですが、やはり社会教育活動全般の衰退に繋がらないようにといったご意見を皆さんからいただいていますので、例えば、図書館であったり図書室であったりだと寄れる場所になるのかなと思うので、その辺はちょっとうまいことお知らせしていくとか、利用を促すとか、そういった方策は考えていきたいなというふうには考えております。

教育長 よろしいですか。

田中委員 はい。

教育長 図書館とか、例えば学文路地区公民館のロビーみたいなところに1人で行ったとした場合の使用料というのは、イメージとしてはどんなイメージをされていますか。

中央公民館長 気軽に来ていただくのが公民館だと思っておりますので、そこには、ああいう学文路地区公民館のようにロビーのところに気軽に行ってもらう。そのときには使用料は、今のところはいただかないというふうには考えていきたいなと思っております。

教育長 ということで、そういう形で進めていきたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

教育長 他にございませんか。

中尾委員 このように、こんなに詳しく資料にいただきまして、今までの歩みというかそういうのは大変よくわかると思います。まだ、先ほどいただいたところですので、また熟読して自分の頭にも入れておきたいと思います。

各ご意見等、ここに詳しく書いてくださってあるのですが、その中に、今後の検討事項というものをいくつか挙げてくださってあったと思います。その他の方のご意見等は、その時に回答されたのか、それとも、そのまま参考にさせていただくと、こちらで思っているだけでそのままになっているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、公民館を利用する場合、今まで利用していた人たちが月、第3何曜日とかいうので固定されてあったと思います。それもまた見直す方向に行くのか、それとも、それはそのままということになるのか。結構、毎月の第何何曜日というふうにその部屋を借りられているところは優先的と言いますか、もうそこは絶対借りられないですので、そういうこともどのように考えていらっしゃるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

教育長 2点ありました。まず1点目については生涯学習課長に答えていただいて、2点目は中央公民館長に答えていただくという形でよろしいですか。

生涯学習課長 説明会の際に、こういったいろんなご意見をいただきまして、明らかに説明不足というか、説明できることについてはその場で回答させていただきました。正直に、まだ検討中のところは検討中というふうに答えさせていただいたのですが、今後につきましては、先ほど説明もありましたように、12月議会のほうへ利用料改正をするというスケジュールになっていますので、こういったご意見をいただいたというのは、市の当局のほうでも共有していますので、それをもとに最終的な制度設計というか、そういうのをしていきたいということで、特に意見に対して例えば回答するというようなことは、今のところまだ考えていません。最終的な案という形で出てくるのかなというふうには考えております。

教育長 それでは、2点目を中央公民館長お願いします。

中央公民館長 2点目の、サークルさんの利用状況ということなのですが。そちらにつきましては、人数が多いところにつきましては、多数借りることができるかと思うのですが、そこは各地区館が今後、多いところ少ないところ、やはり平等にいけるような対策ということで、今後ちょっと検討して、使用状況についてはやっていきたいなと思っております。

中尾委員 多いところとかそういうのではなくて、今まで定期的に使っているサークルは見直し措置の後もそのまま使えるか、それをそのままいくかどうかということと、毎月決まったサークルが使っている部屋は、最初にとったサークルが優先的になっ

で、ずっとそこはもう他のサークルは使えないということになりますね。ですので、その場合も、今までのそういうこともありますので、今までと同じ固定した曜日をそのまま使っていくのか、それとも今回で見直していくのかということをお聞きしたかったのですが。

中央公民館長 一応今のところは、各地区公民館、決まったサークルさんが地域の公民館を使われておりますので、そこは今まで通りいくと思うのですが、やはりもっと使いたいというふうになれば、当然相互に地区公民館で、そのところにつきましては、やはり相談をしていかないといけないというふうに思っております。

教育長 原則は、今使われているローテーションでいくということでご理解いただけたらと思います。

よろしいですか、中尾委員。

中尾委員 はい。

教育長 他にございませんか。

米田委員 公民館のことですけれども。“公民館はそもそも何のためにあるの”とここにはアンケートが書かれていますが、まさにその通りだと思うので。ただし、それといえども、我々利用者がわがままを言っても致し方ないので、我慢しないといけないとか、痛みを受け入れないといけないところもあろうかと思いますが、持続可能な公民館の運営ということを考えれば、それは致し方ない部分も理解できる部分もあります。その収入は収入で、今度支出のところですよ。前も言いましたけれども。そのところがもうひとつ見えてこないのです。今回のこの施策においては。大臣も今度代わられたし、世の中そういう方向に進んでおります。ということもやはり見せて欲しいなということもありますので。

それと、僕の知り合いで定年退職した人が、図書館と囲碁クラブとゴルフ、このトライアングルでもって日々過ごしていますよと。これからますます在宅というか家で過ごす時間が増えてくると思います。田舎はどうか分かりませんが。そんなこんなで、ちょっとみんなと顔を合わせるのに、公民館に行けば本も読める、あるいはその辺のロビーで囲碁や将棋ができるとか。認知症予防にも役立つだろうと思いますので。家でひきこもっている人ばかりでは困るわけですから、公民館をそういった中心にできればいいなと思います。実際の公民館の本当の姿というのを見たいなと思います。それは、持続可能なところでないといけない。その価格設定というところもありますから。支出の部分も含めて。そうしたら、こういうやり方で皆さんちょっと理解をしてくださいよと説明できて、ここはアンケートに書かれるような内容じゃなく、もう少し理解できるというような意見も出てくるのではないのかなという気はするのですが。

あちこちに公民館があるじゃないですか。朝から晩まですべての時間のコマが埋まっているわけではないだろうし。夜だって、前にも言いましたが、夜しかサーク

ル活動ができない方もいらっしゃるわけですから。行ってもどこも閉まっているとか。昼間ばかりではないので。私いつも思うのですが、よく市役所絡みの会議がありますが、昼間が多いですね。行けないです。普通、我々現役の者は。夜にさせていただきたいのですが、ところが、偉いさんの都合で昼間でないといけないとか。そういうのだったら、なんかやはり民間の我々からしたら何のためにその役をやらせてもらっているのかとか、また公民館は誰のために開けているのかとか、いつもそういう疑問がわくのですよね。

そんなことで、支出の部分を実際に何か考えていらっしゃるのですか。収入のことは、これでわかるのですが。

教育長

ちょっと難しい質問ですが。

教育部長

今回の見直しを議論していく中で、そういう支出の削減というところについても、検討は内部ではしております。支出の削減ということになってくると、やはりすぐに取り組みるとなってくると、やはり人件費の削減となって参ります。ただ、人件費となってくると、やはり公民館の開設している時間というのを減らしていくということになります。逆に、今、米田委員が言われましたように、やはり公民館の本来の姿を見せていかななくてはということになってくると、稼働率が低いかもわかりませんが、やはり夜も開けておかなければならない。また、今稼働率も、一応午前・午後・夜という形でデータを持ってきているのですが、やはり館によれば、午前の稼働率が低いところというのがあります。だから、そこを割愛すればいいのかとか。でも、今単純にそうしてしまうと、やはり本来の社会教育としての施設の目的、この施設の本来の姿なのかということもございますので、なかなかそのあたりが非常に難しい部分の一つございます。それで、いろんなところ踏まえて、今回はある一定、市民の皆さん、利用者の皆さんに、一旦負担をいただきたいというところに来ているわけなのです。今後やはり区館の運営については、各地区公民館運営委員さんがございますので、その運営委員さんの方々ともいろいろ話し合いをしながら、一番いい形の運営方法というのを決めていきたいというふうには考えております。

米田委員

Aという公民館専属の職員であればそういうことになるかと思うのですが、例えば、A・B・C三つの公民館を何人かで担当すると、わかるではないですか。どこが今忙しいとか、A Iであってもなくてもわかるではないですか。それで人数を減らすこともできるではないですか。当然それは一つのやり方であろうし、また今現状の公民館ありきで考えているではないですか。今の数で。そののところは、根本的なところは、まず前にも言ったように、中学校地区に1個なのですから。そもそもが。そんなところも含めて、茶化すのではなく、抜本的な、本当にそういう施設の部分の改善というのを、市としては実際何かやろうというふうな気はあるのですか。実際進んでないわけですよね、まだ。問題ばかりで。

教育部長

公共施設全般についても、今、市全体で計画を作って、維持していく、または統

合、廃止をしていく等の住み分けを行っております。公民館については、現状を維持していくということできせていただいております、今回のこの使用料や減免制度の見直しについても、特に社会教育施設、公民館等については、現状維持していくという前提での形で今回見直しをさせていただいております。ただ、今、米田委員が言われますように、やはり将来的には大きな人口減少というのは、なかなかこれはもう歯止めが利かない状況になってきておりますので、そういう点では、大きな課題としては将来に向けてあるのかなというふうに考えています。ただ、今この現状の中で、この使用料の見直しということについては、現状を維持していくための積み立てをとっていきたいということでの、今回の見直しの提案になっております。

米田委員 はい。わかりました。

教育長 よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

中尾委員 もう一つなのですが。

社会教育団体に今入っているところは、減免のここに入るわけですね。社会教育団体に入っていないサークル。そのサークルさんについてお聞きしたいのですが。すみません、まだ熟読できてないのでわからないのですが。今までだったら社会教育団体に入っていたサークルは、使用料はなしだったのですが、今後そういう社会教育団体に入っていると入っていないとか、そういうので分かれるということはあるのですか。

生涯学習課長 おっしゃるとおり社会教育関係団体に認定されておれば、その団体の使用料というのは、実質全部減免していたということになります。それが、この案ではなくなりまして、社会教育関係団体に申請して認定されていたから、すべて減免するというわけではなしに、ここに書いてある減免条件に当てはまる目的で使用する場合だけ減免するということになります。過去からいろいろ問題になっていたと思うのですが、社会教育関係団体に認定するのは、減免してもらうのが目的だということでした団体もあると思うのですが、そういったことではなく、社会教育関係団体の認定と減免というのは切り離れた形になるということです。ですから、社会教育団体に今まで認定されていて減免されていたけども、その活動がこれに当てはまっていなければ、使用料をいただくということになります。

教育長 よろしいですか。

中尾委員 そうすれば、もう一度そのサークルでこの減免措置にあたるかどうかということも話し合っ、使用するかどうかということ、今後考えていかなければならないわけですね。

生涯学習課長 例えば、会費をもらっているということであれば、これを払わないといけないとなれば、分けて負担してもらおうとかということ、それぞれの団体で考えてもらわないといけないようになると思います。

教育長 よろしいですか。

教育長 地域の便益性ということについては、かなりいろんな見方がございます。もう少し細分化して、具体的な案を今後示させていただきたいと思います。その準備期間に、ちょっとその徴収が10月にずれ込むと。それまで徴収方法等を含め検討をし、10月には実施していきたいというふうに思っています。

ただ、私自身思うのは、公民館というのは、いわゆる貸館事業だけが公民館の任務とは私は思っていない。やはり、公民館主体で、例えば社会教育に関するそういう事業をする。公民館主体でやることは、これはもう無料です。地域の活性化であるとか様々な取り組みを、公民館が主体になって、主体事業として行うということも、今後求められるのではないかなど。特に少子高齢化のこの社会の中でそういう繋がりをつくるとか、いろんな取り組みが求められていると。

ただ、現状コロナがございまして、ちょっとそのところ、今は難しいところもあるかなと思っています。今後、新しい公民館の展開が、やはりこの減免制度の見直しの中で行われます。そのことが地域の方々の生きがいに繋がっていくということを、向かってやっていけたらなと思っています。よろしくお願いします。

教育長 この件については、もうよろしいでしょうか。

教育長 連絡事項で、他に事務局からございますか。

教育総務課課長補佐 今回の定例会の日程ですが、令和2年10月20日（火）9時からを予定しております。教育文化会館4階、この部屋になろうかと思えます。よろしくお願いします。

教育長 次回については、10月20日ということでよろしくお願いします。
委員の皆さんから何かございませんか。

米田委員 昨日たまたまちょっと面談で、神野々地区の方で西部小学校の保護者が来てくれました。いろんな流れで、西部中学校跡地の日中文化芸術学院の話になったのですが。今は留学生もちょっとなかなか来づらいますが。現状と来年4月以降、あそこはどんな感じなのでしょう。

教育総務課長 この令和2年3月に、令和3年4月開校を目指して、文化観光学科、それから観光通訳・ガイド学科の二つの科を持つ専門学校を開設したいということで、法人は進めていました。当初、4月ぐらいの段階では、コロナがここまで長引く云々ということを書いていなかったようで、計画通りやるのかを確認したところ、やります

というようなことで、粛々と準備を進めておられました。しかし、この7月、ちょっと時期は忘れましたが、「余りにももう今、第2波と言ってもいいぐらいコロナの感染が拡大している。もうすでにこの時期であれば、各高校なり関係するところを回って、学生さんの募集なり何なりという形を通常であれば計画していたのですが、今のこのコロナの状況ではそれもできないので、学生さんを集めるのが非常にしんどくなってきた。学生がいない状況で学校を開校しても意味がない。」というような判断を法人のほうがされまして、もうこのコロナのために、学生募集できない。ついては、学校としての運営に支障が生じるというのがもう見えているので、この計画については令和4年4月開校を目指すように、1年先延ばししますというような連絡が法人からありました。ですので、3月中に和歌山県に出していた専門学校を設置認可申請書も取り下げをされております。ただ、当初は来年の3月を目指してということで、春の段階にはおっしゃっていたこともあり、例えば、図書室の本であるとか、それから職員室の机等、一定の備品については、もう今の段階で建物の中に備わっております。だから、うちとしては、法人さんがそういう決断をされたので、見守っていかないと仕方がないというのが今の状況です。

米田委員 来年4月以降の1年分の家賃は100%いただけるのですか。

教育総務課長 家賃、使用料、賃借料につきましては、年間100万円という約束なっているのは、学校の開設が延びたからというのは関係なく、今年ももうすでにいただいておりますし、来年もいただく予定になっております。

米田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

教育長 他にございませんか。

生涯学習課長 もう一つ、参考に連絡です。

お手元に、紀の国わかやま文化祭2021 橋本市開催事業スケジュール予定というのを配らせていただいております。まだ、来年の話になるのですが、コロナの関係もあります。今のところ開催する方向で進んでおりまして、一応お知らせというか宣伝を兼ねて配らせていただきました。総合開会式が10月30日か31日でまだ決まっていますが、これが県のほうで開会がありまして、そこからは市のほうでも、土・日・祝日を中心に事業を行っていきます。11月21日までの間になりますが、裏面にカレンダーを付けておりますので、こういった事業をするということで、またお知りおきいただきたいと思っております。詳細が決まりましたら、またご説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

教育長 はい。ということでお知りおきください。

教育総務課長

冒頭、田中委員からお話いただきました前回の会議録につきましては、ご指摘のあったところを修正いたしまして、改めて各委員に送付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

教育長

はい。ご理解ください。

教育長

それでは、これをもって9月定例会を閉会とさせていただきます。
大変ご苦労さまでした。
ありがとうございました。

(午前10時15分)

署 名 委 員

